

【管理職向け】パワハラの定義を確認

👉 職場での言動の再確認！ 職場環境の改善！

明確になった定義や6つの類型をもとに、見直しましょう。

職場におけるパワハラの定義

- 優越的な関係を背景とした言動
- 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- 労働者の就業環境が害されるもの

パワハラ防止法
(改正労働施策総合推進法)
6/1より施行

これら3つの条件を
全て満たす場合、
パワハラとなります

厚労省「職場におけるハラスメント関係指針」によるパワハラ6つの類型

- 身体的な攻撃 (暴行・傷害など)
- 精神的な攻撃 (脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言など)
- 人間関係からの切り離し (隔離・仲間外し・無視など)
- 過大な要求 (業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害など)
- 過小な要求 (業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないことなど)
- 個の侵害 (私的なことに過度に立ち入ることなど)

**パワハラの定義を全職員で確認し、
風通しのよい職場づくりを前進させましょう！**

※コンプライアンス推進員通信No. 33(2020.6月)もあわせてご確認ください。